

議案第67号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成27年5月20日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、松阪市介護保険条例の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成27年4月10日

松阪市長 山 中 光 茂

記

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成17年松阪市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,912円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松阪市介護保険条例第5条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。